



熊本県公報

第13213号
令和5年(2023年)
3月17日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立（新和河浦倉岳加入区）	（団体支援課）	2
○道路の供用開始	（道路保全課）	2
○道路の供用開始	（ 〃 ）	2
○道路の供用開始	（ 〃 ）	2
○指定管理者の指定（熊本県野外劇場）	（観光企画課）	3
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	7
○土砂災害警戒区域の指定	（ 〃 ）	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	8
○くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	（水産振興課）	10
○くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の	（ 〃 ）	10
○熊本県資源管理方針の改正	（ 〃 ）	10
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課）	11
○指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	11
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	（ 〃 ）	11
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（ 〃 ）	12
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（ 〃 ）	12
○道路の区域変更	（道路保全課）	12
○道路の供用開始	（ 〃 ）	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	13
○土砂災害警戒区域の指定	（ 〃 ）	14
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	15
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	16
○道路の区域変更	（道路保全課）	17
○道路の供用開始	（ 〃 ）	17
○熊本県公害関係届出等台帳システム更新及び貸借	（環境保全課）	18
公 告		
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示	（森林保全課）	18
○保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示	（ 〃 ）	18
○農用地利用配分計画の認可	（農地・担い手支援課）	20
○土地改良区の役員を選任等	（農村計画課）	20
○公共測量の実施	（監理課）	20
○公共測量の終了	（ 〃 ）	21
○土地改良区の定款変更の認可	（農村計画課）	21
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	（商工振興金融課）	21
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	（ 〃 ）	21
○宅地建物取引業者の事務所所在地等の不確知にかかる公告	（建築課）	22
○熊本県公害関係届出等台帳システム更新及び貸借	（環境保全課）	22
登 載 依 頼		
○熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催	（主要農作物奨励品種審査会）	25
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	（企業局総務経営課）	26
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	30
○熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	30
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	30
○熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	33

○令和4年度球磨地域保健医療推進協議会の開催
..... (球磨地域保健医療推進協議会) 37

告 示

熊本県告示第189号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(養殖業の種類) くるまえび養殖業

名 称	区 域
新和河浦倉岳加入区	天草市新和町、同河浦町及び同倉岳町の地区

熊本県告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	325号	菊池市赤星字寿毛賀 1359番1地先から 菊池市赤星字福土 1637番地先まで	647.1	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月17日

熊本県告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町大字内田字宮脇 769番3地先から 玉名郡和水町大字内田字六反田 17番2地先まで	144.5	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月17日

熊本県告示第192号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長	備 考
-------	-----	-----------	-----	-----

主要地方道	大牟田植木線	玉名郡和水町大字内田字宮ノ前 50番地先から 玉名郡和水町大字内田字本村 1953番地先まで	(メートル) 52.5	広域連携 交付金
-------	--------	---	----------------	-------------

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月17日

熊本県告示第193号

熊本県野外劇場条例(昭和62年熊本県条例第13条)第11条第1項の規定により、熊本県野外劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成16年熊本県条例第44条)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県野外劇場	熊本市北区下碓川一丁目7番30号	アスペクタ管理運営 共同企業体 代表者 有限会社ア ワーハウス 代表取 締役 高辻満男	令和5年(2023年)4月1日から令 和10年(2028年)3月31日

熊本県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山神川-3	芦北町横居木	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野崎川-1	芦北町井牟田	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
野崎川-2	芦北町井牟田	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
独塩屋川	芦北町井牟田	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

椋野川	芦北町井牟田	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
野添川-1	芦北町井牟田	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
立目川	芦北町田浦町	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
牧尻川	芦北町横居木	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
中浦1	芦北町井牟田	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
白島崎-3	芦北町井牟田	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
野添-4	芦北町井牟田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
外平-5	芦北町田浦町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
外平-6	芦北町田浦町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
外平-7	芦北町田浦町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
外平-8	芦北町田浦町	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
太田H	芦北町田浦町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大崎-3	芦北町田浦町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
小田	芦北町田浦町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
黒崎1	芦北町田浦町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
小島C	芦北町田浦町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
萩の越-1	芦北町海浦	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
京泊-3	芦北町海浦	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
京泊-4	芦北町海浦	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
池之本1	芦北町海浦	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
萩の越-2	芦北町海浦	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
峠下	芦北町海浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
外平-9	芦北町田浦町	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
外平-10	芦北町田浦町	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
外平-11	芦北町田浦町	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

(別図1から別図28までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上釘瀬川A	芦北町女島	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
大矢川3	芦北町女島	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
大崎川支川-1	芦北町女島	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
福浦川支川A-1	芦北町女島、津奈木町福浜	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
大崎川支川-2	芦北町女島	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
福浦川支川A-2	芦北町女島、津奈木町福浜	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
福浦川支川A-3	芦北町女島、津奈木町福浜	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
福浦川3	芦北町女島、津奈木町福浜	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
大崎川	芦北町女島	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
大崎川支川-3	芦北町女島	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
投石川-3	芦北町女島	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
大迫F	芦北町宮浦	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大丸-4	芦北町宮浦	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下り	芦北町宮浦	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大久保-1	芦北町宮浦	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大久保-2	芦北町宮浦	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
和奈木A	芦北町白石	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坪山-1	芦北町女島	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
坪山-2	芦北町女島	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
坪山-3	芦北町女島	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
女島-1	芦北町女島	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

女島-2	芦北町女島	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
女島A	芦北町女島	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鯨戸A	芦北町女島	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
城迫	芦北町女島	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
城迫A	芦北町女島	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
平生C	芦北町女島	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
女島-3	芦北町女島	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
宮ノ丸	芦北町女島	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大矢D	芦北町女島	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
長尾A	芦北町女島	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
長尾	芦北町女島	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり

(別図1から別図32までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮浦川5	芦北町伏木氏	別図1のとおり	土石流
乙千屋川3	芦北町乙千屋、芦北町道川内	別図2のとおり	土石流
乙千屋川4	芦北町乙千屋	別図3のとおり	土石流
赤坂	芦北町松生	別図4のとおり	土石流
宮浦川8	芦北町宮浦	別図5のとおり	土石流
宮浦川9	芦北町宮浦	別図6のとおり	土石流
赤江迫	芦北町宮崎	別図7のとおり	土石流
田川川2	芦北町田川	別図8のとおり	土石流

乙千屋川7	芦北町乙千屋、芦北町道川内	別図9のとおり	土石流
宮浦川11	芦北町宮浦	別図10のとおり	土石流

(別図1から別図10までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
乙千屋川2	芦北町乙千屋	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
乙千屋川5	芦北町乙千屋	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
宮浦川6	芦北町宮浦	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
宮浦川7	芦北町宮浦	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
宇戸	芦北町松生	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
前平	芦北町桑原	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
佐敷川2	芦北町桑原、芦北町塩浸	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
佐敷川3	芦北町桑原、芦北町塩浸	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
榎谷	芦北町宮崎	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
丸尾	芦北町宮崎	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
与内越1	芦北町桑原	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
与内越2	芦北町桑原	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
乙千屋川6	芦北町乙千屋	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
宮浦川10	芦北町宮浦	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
佐敷川4	芦北町桑原	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
坂下A	芦北町乙千屋	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
蘭A	芦北町松生	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

大丸A	芦北町桑原	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
榎谷A	芦北町宮崎	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
赤江迫A	芦北町宮崎	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
赤江迫B	芦北町宮崎	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
赤江迫C	芦北町宮崎	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
丸尾C	芦北町宮崎	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
与内越A	芦北町桑原	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
榎谷B	芦北町宮崎	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

(別図1から別図25までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長谷川2	水俣市深川、水俣市薄原	別図1のとおり	土石流
丸石川2	水俣市宝川内	別図2のとおり	土石流
市木川	水俣市越小場、水俣市古里	別図3のとおり	土石流

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金ヶ鶴川	水俣市宝川内	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
甲斐平川	水俣市宝川内	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

内野川支川1	水俣市深川	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
内野川支川2	水俣市深川	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
長谷川1	水俣市深川、水俣市薄原	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
市渡瀬川2	水俣市市渡瀬	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
崎太郎川3	水俣市葛渡	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
永谷川A	水俣市古里	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
永谷川B	水俣市古里	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
中小場川3	水俣市古里	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
小木場川1	水俣市大川	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
水俣川	水俣市古里	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
石坂川3	水俣市石坂川	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
奥構川	水俣市越小場	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
無田川	水俣市越小場	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
小木場川2	水俣市大川	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
中屋敷2	水俣市宝川内	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
馬淵	水俣市市渡瀬	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
羽迫C	水俣市市渡瀬	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
寒川2	水俣市久木野	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
柳平I	水俣市大川	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
構1	水俣市石坂川	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
奥構	水俣市石坂川	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
石塚	水俣市越小場	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
岩井口D	水俣市越小場	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
市木	水俣市古里	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
石坂G	水俣市石坂川	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
藪	水俣市越小場	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

構2	水俣市石坂川	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
----	--------	----------	---------	----------

(別図1から別図29までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第201号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和4管理年度(令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。
令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

特定水産資源のくろまぐろに関する令和4管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	17.2トン	17.2トン
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	7.3トン	5.0トン

熊本県告示第202号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和5管理年度(令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。
令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

くろまぐろに関する令和5管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	6.2トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 6.9トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	5.6トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 6.2トン

熊本県告示第203号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により令和2年(2020)年11月30日熊本県告示第872号の2(熊本県資源管理方針)の一部を次のように改正し、令和5年(2023年)3月17日から施行する。
令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

第8中「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに」の次に「、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2」に」を加える。

別紙に次のように加える。
(別紙2)

第1 水産資源
ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量を令和14年(2032年)までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

熊本県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする

者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
なし

熊本県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社佑仁	サニーデイズ	八代市松江城町28番	令和5年（2023年）3月8日	福祉用具貸与
有限会社佑仁	サニーデイズ	八代市松江城町28番	令和5年（2023年）3月8日	特定福祉用具販売

熊本県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社佑仁	サニーデイズ	八代市松江城町28番	令和5年（2023年）3月8日	介護予防福祉用具貸与
有限会社佑仁	サニーデイズ	八代市松江城町28番	令和5年（2023年）3月8日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第206号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人三峰福祉会 熊本市北区植木町豊田187番地	地域密着型特別養護老人ホーム れいめいの家 熊本市北区植木町豊田187番地	431100369	令和5年（2023年）3月9日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第207号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人清和会 熊本市中央区水前寺5丁目2番22号	老人保健施設 シルバーピア水前寺 熊本市中央区水前寺5丁目2-22	431100449	令和5年（2023年）3月9日	短期入所療養介護

熊本県告示第208号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人清和会 熊本市中央区水前寺5丁目2番22号	老人保健施設 シルバーピア水前寺 熊本市中央区水前寺5丁目2-22	431100448	令和5年（2023年）3月9日	介護老人保健施設

熊本県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知火線	宇土市網津町東谷 2182番3地先から 宇土市網津町野添 3002番地先まで	前	3.5 ～ 13.8	1,003.0	活力創出基盤交付金
			後	3.5 ～ 13.8	1,003.0	
				7.8 ～ 58.2	925.0	

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）3月17日

熊本県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原 634番4地先から 同所 634番5地先まで	22.0	交通安全 対策

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月17日

熊本県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
手水野-2	小国町黒淵、大分県日田市上津江町上野田	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白岩川	美里町甲佐平	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
竹の原川	美里町甲佐平	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
堤迫川	美里町甲佐平、甲佐町坂谷	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
筒川川	美里町甲佐平	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
勢井川2	美里町大井早	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
登尾川	美里町大井早	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
椿川	美里町早楠	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
桑津留川	美里町早楠	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり

下津留川	美里町早楠	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
小津留川	美里町早楠	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
鶴見塚3	宇土市野鶴町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東白岩	美里町甲佐平	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
竹の原2	美里町甲佐平	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
飛渡	美里町甲佐平	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
東中尾	美里町甲佐平	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
松城	美里町甲佐平	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
五郎左衛門	美里町甲佐平、美里町川越	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
山下	美里町甲佐平	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
筒川2	美里町甲佐平	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
筒川3	美里町甲佐平	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
山宮	美里町大井早	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
椿	美里町早楠	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
本村	美里町早楠	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中畑	美里町早楠	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

(別図1から別図24までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西ノ迫川1	美里町坂貫	別図1のとおり	土石流
近道川1	美里町大窪	別図2のとおり	土石流
近道川2	美里町大窪	別図3のとおり	土石流

県川2	美里町石野	別図4のとおり	土石流
幕川1	美里町境	別図5のとおり	土石流

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西ノ迫川2	美里町坂貫、美里町今	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
戸ノ迫川	美里町境	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
内山川2	美里町清水、美里町安部	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
内山川3	美里町清水、美里町安部	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
堤ノ迫川	美里町大窪	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
上津留川	美里町境	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
永富川2	美里町永富	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
下鶴	美里町坂貫	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
井川迫	美里町坂貫	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
井手口4	美里町坂貫	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
井手口5	美里町坂貫	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
桐木原	美里町境、美里町大窪	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
田ノ迫	美里町大窪	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
唐菅	美里町大窪、美里町永富	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
県2	美里町石野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
長田	美里町岩野	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
福土1	美里町永富	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

福土2	美里町永富	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
-----	-------	----------	---------	----------

(別図1から別図18までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古閑原川1	美里町名越谷	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
古閑原川2	美里町名越谷	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
入江谷川	美里町三加	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
上三加川2	美里町三加	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
高江川	美里町名越谷	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
堤迫川	美里町古閑、美里町栗崎、美里町三和	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
堂免川1	美里町三和	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
堂免川2	美里町三和	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
中ノ迫川1	美里町二和田	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
中ノ迫川2	美里町二和田	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
小群	美里町川越	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
前畑1	美里町川越	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
前畑2	美里町川越	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
橋谷	美里町川越	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
涌井船津2	美里町涌井	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
涌井船津3	美里町涌井	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
花定野2	美里町畝野	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
五十地	美里町畝野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

興味	美里町畷野	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
城ノ迫	美里町三加	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
穴田	美里町大窪	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
常海2	美里町三和	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

(別図1から別図22までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字吹田字榎鶴 210番地先から 菊池郡大津町大字森字登々口 292番2地先まで	前	4.5 ～ 21.9	1,351.8	広域連携交付金
			後	4.5 ～ 21.9	1,351.8	
				15.7 ～ 31.8	1,392.3	
一般県道	山西大津線	菊池郡大津町大字森字登々口 218番1地先 菊池郡大津町大字森字堤 432番5地先	前	4.1 ～ 30.6	642.9	
			後	6.6 ～ 30.6	642.9	
				7.4 ～ 35.2	574.9	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月17日

熊本県告示第217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字前田 2337番1地先から 天草市深海町字五反田	440.0	活力創出 基盤交付金

2881番3地先まで

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月17日

熊本県告示第218号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項
熊本県公害関係届出等台帳システム更新及び賃貸借
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和5年(2023年)3月31日(金)午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)10月1日から令和7年(2025年)11月30日(熊本県の休日等を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

公 告**熊本県公告第171号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山都町役場に掲示する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 所在の不明な者の氏名
増村 紀美子、増村 隆夫、坂梨 港
- 通知の趣旨
 - 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和5年(2023年)2月21日付け熊本県告示第117号による。

熊本県公告第172号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山都町役場に掲示する。

令和5年(2023年)3月17日

藤川 福松、藤川 政次、藤川 豊光、藤田 ハル子、藤本 明男、藤本 勇、藤本 本
 栄光、藤本 研、藤本 定幸、藤本 平太郎、藤本 茂之、藤本 隆、藤本 次雄、藤本 續、藤本 芳輝、
 常義、藤本 文一、藤本 幸太郎、藤本 兼久、藤本 政輝、藤本 兼久、藤本 芳喜、藤本 ハジメ、藤原
 藤本 義治、藤本 呂章、藤原 憲彰、藤原 兼久、堀 齊、堀 名連男、堀 芳美、本田 喜美子、本田 原
 友記、堀 金吉、堀 兼久、堀 齊、堀 名連男、堀 芳美、本田 喜美子、本田 原
 重幸、本藤 久、牧 司、舛田 勝政、増田 公己、増田 久男、舛田 政直、増永 春、
 重由、増永 勝、増永 善正、増村 伊太郎、増村 尉八、松井 正濟、松井 正則、三
 松井 又男、松崎 鉄夫、松崎 ふさ子、松本 覺八、松本 今朝八、松本 正則、三
 浦 博人、宮部 ケイ子、三吉 熊次郎、三吉 光男、村山 斌、森 強、森下 誠也、
 矢ノ根 實男、山口 市太郎、山口 林平、山口 豊、山崎 カチ、山崎 勝平、山崎
 清久、山崎 作太郎、山崎 常作、山崎 美俊、山崎 次郎、山崎 盛幸、山崎
 之雄、山下 愛之助、山下 秀義、山下 秀光、山下 元春、山村 勝良、山村 恵、
 山村 恵、山本 親春、弓取 泉、弓取 正信、芳田 闊、芳田 濶、吉田 美智也、
 渡邊 惟照、渡辺 正隆、渡邊 ミナ子、渡辺 義人、村社 菅村阿蘇神社

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和5年(2023年)1月26日付け農林水産省告示第126号、第127号又は令和5年(2023年)2月2日付け農林水産省告示第177号による。

熊本県公告第173号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本田 仁	阿蘇市小里	阿蘇市黒川字中口ノ森1144番1ほか2筆
本田 仁	阿蘇市小里	阿蘇市乙姫字口ノ森下4番ほか9筆
本田 仁	阿蘇市小里	阿蘇市乙姫字下山ノ下741番ほか2筆
本田 仁	阿蘇市小里	阿蘇市乙姫字中川原下447番ほか1筆
福永 浩紀	上益城郡甲佐町下横田	上益城郡甲佐町大字下横田字向鶴2014番ほか2筆
藤田 日出夫	上益城郡甲佐町芝原	上益城郡甲佐町大字芝原字芝原第二114番1ほか1筆
穀本 祐二	上益城郡御船町木倉	上益城郡甲佐町大字早川字蓮町1748番1ほか1筆

2 認可年月日

令和5年(2023年)3月6日

熊本県公告第174号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	穀本 勝利	玉名市三ツ1231番地

熊本県公告第175号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量、 街区確定測量）	令和5年（2023年） 2月24日から 令和5年（2023年） 4月21日まで	荒尾市大島

熊本県公告第176号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（2・4級基準 点測量、3級水準測量）	令和4年（2022年） 12月1日から 令和5年（2023年） 1月13日まで	宇城市松橋町御船地内

熊本県公告第177号

上益城郡益城町に事務所を置く益城町土地改良区理事長岩村久雄から令和4年（2022年）5月13日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）3月9日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
Avant Mall 菊陽
菊池郡菊陽町大字津久礼字平ノ上13番1 外
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
令和4年（2022年）10月1日
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の届出をした者の氏名又は名称及び住所
（承継前）株式会社九州リースサービス 代表取締役 礒山 誠二
福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
（承継後）株式会社ケイ・エル・アイ 代表取締役 小島 公孝
福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目4番8号
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
会社分割のため
- 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
6,809㎡
- 届出年月日
令和5年（2023年）2月16日

熊本県公告第179号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
Avant Mall 菊陽
菊池郡菊陽町大字津久礼字平ノ上13番1 外
- 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の所在地
 (変更前) 熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業34街区
 (変更後) 菊池郡菊陽町大字津久礼字平ノ上13番1 外
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
株式会社三喜 代表取締役 野田 孝文 千葉県柏市中央町2番8号	同 左
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木 勉 福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 塩原 礼貴 熊本市中央区安政町1番2号カーリーノ下通5F	同 左

- 3 届出年月日
 令和5年(2023年)3月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課
 令和5年(2023年)3月17日から令和5年(2023年)7月17日まで

熊本県公告第180号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地等を確認できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。
 なお、この公告の日から30日を経過しても何らの申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。
 令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名 称 株式会社竜翔グループ
 2 代表者氏名 下條 雄大
 3 免許番号 熊本県知事(1)第5520号
 4 免許年月日 令和3年(2021年)5月21日

熊本県公告第181号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
 令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の種類
 熊本県公害関係届出等台帳システム更新及び賃貸借
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班(熊本県庁行政棟新館5階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2271
 ファックス番号 096-387-7612
- (3) 業務の内容
 熊本県公害関係届出等台帳システム更新及び賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 借入期間
 令和6年(2024年)3月1日から令和11年(2029年)2月28日まで
- (5) 納入期限
 令和6年(2024年)2月29日
- (6) 納入場所
 契約業者が調達するデータセンター内

- (7) 入札方法
本業務は、総合評価一般競争入札により行う。
- (8) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (9) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和5年（2023年）3月31日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県公害関係届出等台帳システム更新及び賃貸借仕様書の内容を満たしていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明及び添付書類
- (2) 提出方法
(1) アからイに掲げる書類を書面で、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和5年（2023）4月17日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）4月14日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札

説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)4月27日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 令和5年(2023年)4月27日(木)午前10時

イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局

ウ 入札書及び技術提案書の提出方法

入札書(代理人が入札するときには、入札書及び委任状)及び技術提案書をアの日にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)4月26日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)アの場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のア及びイまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)の入札期間内とする。

1(2)の入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 入札保証金

免除する。

5 落札者の決定方法

(1) 落札者決定基準

落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点(以下「価格点」という。)と技術提案書による提案内容に係る評価点(以下「技術点」という。)の合計点(以下「総合評価点」という。)により評価する。

(2) 落札者の決定方法

ア 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者に対しては、総合評価のための技術提案書について評価を行う。

イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の最も高い者を落札者とす。さらに、技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わぬ者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本

県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の内容全般(業務内容、仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班

電話番号096-333-2271

ファックス番号096-387-7612

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号096-333-2581

ファックス番号096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

9 Summary

(1) Name and Content of the products to be rent

Entrustment of Refurbishment and Lease Contract for Submission System
Based on Japan Environmental Laws in Kumamoto Prefecture

(2) Date and Place for tender

Date: 10:00 a.m. April 27, 2023

Place: Kumamoto Prefectural Government Environmental Conservation Division
Department of Environment and Residential Life
(5th Floor of Prefectural Government New Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Environmental Conservation Division Department of Environment and
Residential Life

Kumamoto Prefectural Government

(5th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone:096-333-2271

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県主要農作物奨励品種審査会公告第1号

熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

令和5年(2023年)3月17日

熊本県主要農作物奨励品種審査会会長

1 開催日時

令和5年(2023年)3月27日(月)

午後1時30分から2時30分まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺公園28-51 ホテル熊本テルサ 2階さくら

3 議題

(1) 認定品種に採用したい品種について

- 大麦「くすもち二条」
- (2) 奨励品種から廃止したい品種について
- 大麦「ニシノホシ」
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課）
(電話096-383-1111 内線 37407)

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和5年(2023年)3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程(昭和39年熊本県電気事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第28条中「当該出納機関に納入通知書を提示して口座振替の請求を行わなければならない。」を「当該出納機関に請求して納入通知書に係る納付を行うことができる。」に改める。

第39条中「第7条第1項及び同条第3項に規定する金融機関に預金口座を有する債権者から特に申し出があったときは、」を「第7条第1項に規定する出納機関及び同条第3項に規定する金融機関に預金口座を有する債権者からの申し出により口座振替の方法による支払をしようとするときは、」に改める。

第39条の次に次の1条を加える。
(払込払による支出)

第39条の2 金銭出納員は、国、地方公共団体、日本電信電話株式会社等(以下「国等」という。)に対し、当該国等の発した納入告知書、納入通知書、納付書その他これらに類する書類(以下「払込書類」という。)により支払をしようとするときは、当該払込書類を出納機関に交付して払込みの手続をしなければならない。

別表第1中

「

営業外費用	工業用水道	支払利息	企業債利息	
			その他利息	
			長期借入金利息	
			一時借入金利息	
			建設中利子振替額	

」

を

「

営業外費用	工業用水道	支払利息	企業債利息	
			その他利息	
			長期借入金利息	
			短期借入金利息	
			一時借入金利息	
			建設中利子振替額	

」

に、

「

長期借入金	工業用水道	他会計からの借入金		
		会計内借入金		
工事受託金	工業用水道	工事受託金		

」

を

「

長期借入金	工業用水道	他会計からの借入金		
		会計内借入金		
短期借入金	工業用水道	他会計からの借入金		
工事受託金	工業用水道	工事受託金		

」

に、

「

長期借入金償還金	工業用水道	他会計借入金償還金		
		会計内借入金償還金		
他会計への繰出金	工業用水道	特別会計への繰出金		
		他会計貸付金		

」

を

「

長期借入金償還金	工業用水道	他会計借入金償還金		
		会計内借入金償還金		
短期借入金償還金	工業用水道	他会計借入金償還金		
他会計への繰出金	工業用水道	特別会計への繰出金		
		他会計貸付金		

」

に改める。
別表第2中

「

未払費用	給料手当	企業局		
	補償費	企業局		
	支払利息	企業局		
	その他	企業局		

」

を

「

未払費用	給料手当	企業局		
	補償費	企業局		
	支払利息	企業局		
	請負代	企業局		
	その他	企業局		

」

に、

「

営業外費用	工業用水道	支払利息	企業債利息	財政融資資金利息
				簡保資金利息
				公募債利息
				地方公共団体金融機構
				肥後銀行
				三菱UFJ銀行
				その他金融機関
			その他利息	
			長期借入金利息	
			一時借入金利息	

」

を

「

営業外費用	工業用水道	支払利息	企業債利息	財政融資資金利息
				簡保資金利息
				公募債利息
				地方公共団体金融機構
				肥後銀行
				三菱UFJ銀行
				その他金融機関
			その他利息	
			長期借入金利息	
			短期借入金利息	
一時借入金利息				

」

に、

「

その他の長期借入金	工業用水道	一般会計借入金		
		電気事業会計借入金		
		その他借入金		

」

を

「

その他の長期借入金	工業用水道	一般会計借入金		
		電気事業会計借入金		
		その他借入金		
その他の短期借入金	工業用水道	電気事業会計借入金		

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程

熊本県企業局組織規程（昭和40年熊本県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の各課長の共通専決事項第13項中「熊本県個人情報保護条例第19条」を「個人情報の保護に関する法律第82条」に改め、「規定による」の次に「保有」を加える。

別表第2の2の各課長の共通専決事項第14項中「熊本県個人情報保護条例第25条」を「個人情報の保護に関する法律第93条」に改め、「規定による」の次に「保有」を加える。

別表第2の2の各課長の共通専決事項第15項中「熊本県個人情報保護条例第25条の7」を「個人情報の保護に関する法律第101条」に改め、「規定による」の次に「保有」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1項の規定によるこの規程の施行の際現にされている熊本県個人情報保護条例第19条の規定による個人情報の開示請求、同条例第25条の規定による個人情報の訂正請求及び同条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報の開示請求、同法第93条の規定による保有個人情報の訂正請求及び同法第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求とみなす。

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和40年熊本県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条

の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、同条第5項ただし書及び同条第6項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の2第1項中「これらに準ずる者」を「これらに準ずるもの」に、「取扱いに
 ついては、熊本県一般職の職員」を「取扱いについては、熊本県職員の勤務時間、休暇
 等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）の適
 用を受ける者」に、「場合については、熊本県一般職の職員」を「場合については、勤
 務時間条例の適用を受ける者」に、「手続は熊本県一般職の職員」を「手続は勤務時
 間条例の適用を受ける者」に、同条第2項及び同条第3項中「熊本県一般職の職員」を
 「熊本県一般職の職員」を「これらに準ずる者」を「これらに準ずるもの」に、
 「取扱いについては、熊本県一般職の職員」を「取扱いについては、熊本県一般職
 の職員」を「場合については、勤務時間条例の適用を受ける者」に改める。

第8条の3第1項中「熊本県一般職の職員の例による」を「勤務時間条例の適用を受
 ける者の例による」に改める。

第11条第1項、同条第2項及び同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前
 再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（再任用職員（地方公務員法第28条
 の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により
 採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を削り、
 「熊本県一般職の職員」を「勤務時間条例の適用を受ける者」に改め、同条第6項を削
 り、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項中「熊本県一般職の職員」を「勤務時
 間条例の適用を受ける者」に改め、同条第9項を同条第8項とし、同条第10項第2
 号各号列記以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「次に掲げる勤務時間
 数」を加え、同条第9項とし、同条中第11項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、
 第22条中「熊本県一般職の職員」を「勤務時間条例の適用を受ける者」に改める。

第24条第1項中「熊本県一般職の職員」を「勤務時間条例の適用を受ける者」に改
 める。

別表第4第9項中「熊本県一般職の職員」を「勤務時間条例の適用を受ける者」とし、
 同表第21項中「熊本県一般職員」を「勤務時間条例の適用を受ける者」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

組 合 休 暇 願

私は、熊本県企業局職員就業規程第15条第1項の規定による組合休暇を請求しますので、
ご承認願います。

1 用務

2 期間

年 月 日(時 分)から

日 時間

年 月 日(時 分)まで

年 月 日

所属

職名

氏名

所属長様

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の熊本県企業局職員就業規程第2条第3項、同条第5項、同条第6項、第8条第2項、第11条第1項、同条第2項及び同条第3項の規定を適用する。

- 3 第1項ただし書の規定によるこの規程の施行の際現に改正前の熊本県企業局職員就業規程の規定により提出されている組合休暇願は、改正後の熊本県企業局職員就業規程の規定により提出された組合休暇願とみなす。

熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。
令和5年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業管理規程第5号

- 熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員被服類貸与規程（昭和29年熊本県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
- 第3条の見出し中「の」を削り、「申請」の次に「及び貸与台帳」を加え、同条第2項を次のように改める。
- 2 貸与被服類管理員は、被服類貸与の詳細を記入した被服類貸与台帳（別記第2号様式）を整備し、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。
- 第5条第1項中「注意をもって」の次に「当該被服類を」を加え、同条第2項を削る。
- 第7条中「受けていた者」を「受けた者」に改める。
- 第8条の見出しを「亡失、毀損の届出及び弁償」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。
- 1 被服類の貸与を受けた者は、貸与を受けた被服類が使用期間満了前に亡失したとき、又は毀損し、使用に堪えなくなったときは、直ちに亡失（毀損）届（別記第3号様式）を貸与被服類管理員に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該事項が被服類の貸与を受けた者の故意又は重大な過失によって生じたことが明らかなきときは、相当額を弁償させることがある。
- 別表第2の所長の項中「開きんシャツ」の次に「（半袖又は長袖から選択）」を加える。
- 別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式

被 服 類 貸 与 申 請 書

種 類	数 量	摘 要

上記のとおり被服類の貸与を受けたいので申請します。

年 月 日

所属
職名
氏名

企業局長 様

別記第2号様式を次のように改める。

別記第3号様式

亡 失 (毀 損) 届

1 被服類の種類

2 日 時 年 月 日
時 分

3 場 所

4 事 由

上記のとおり亡失(毀損)しましたので、お届けします。

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

企業局長 様

(備考) 不用の文字は、使途に従い、抹消すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

球磨地域保健医療推進協議会公告第1号

令和4年度(2022年度)球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和5年(2023年)3月17日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
令和5年(2023年)3月27日(月) 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
中小企業大学校人吉校 大教室
人吉市鬼木町梢山1769-1
- 3 議題
(1) 第7次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 第8次計画策定に向けたスケジュールについて
(3) 救急医療専門部会報告
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
人吉市西間下町86番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局(熊本県人吉保健所総務福祉課内)
(電話0966-22-1040)